

令和3年竹田市農業委員会第4回総会議事録

1. 日 時 令和3年4月6日(火) 午後2時05分～午後3時03分

2. 場 所 竹田市役所2階庁議室

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀 12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：衛藤和恵、次長：佐藤俊郎、農地係長：工藤裕崇

6. 議事

議案第27号	農用地利用集積計画の承認について農地中間管理事業分	4件
議案第28号	農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	4件
議案第29号	農用地利用集積計画の承認について	24件
議案第30号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	12件
議案第31号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第32号	非農地証明について	1件
議案第33号	農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について	4件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で定足数に達しています。

議長

只今から令和3年竹田市農業委員会第4回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により運営いたしますので、ご了承願います。

それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、7番首藤徳子委員、8番工藤一美委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第 8 号について報告を申し上げます。

農地法第 18 条第 6 項の規定による、農地の合意解約の通知が 4 件ありましたので報告します。

なお、1 番の案件は、議案第 27 号農用地利用集積計画の承認に関連し合意解約するものです。2 番と 3 番の案件は、議案第 30 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関連し合意解約するものです。4 番の案件は、議案第 29 号農用地利用集積計画の承認に関連し合意解約するものです。

続きまして報告第 9 号について報告を申し上げます。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が 4 件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第 27 号	農用地利用集積計画の承認について、農地中間管理事業分	4 件
議案第 28 号	農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	4 件
議案第 29 号	農用地利用集積計画の承認について	24 件
議案第 30 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について	12 件
議案第 31 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	3 件
議案第 32 号	非農地証明について	1 件
議案第 33 号	農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について	4 件

以上、52 件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第 27 号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。井出係長。

農政課

農政課の井出です。私の方は引き続き農政課に残ることになりましたので、これからもよろしくお願い致します。

議案第27号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。2番の案件は、10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。3番と4番の案件は、5年8ヶ月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第27号について担当課から説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
長野委員。

3番 長野幸生委員

この事業により決まってしまったあと、中間管理から支払われるのはいくらぐらいあるのかと、あるなら反当いくらぐらいか。あと10年と5年の差があるかについてお願いします。

農政課

お答えします。基本的に国の機構集積協力金というのがございます。今あるのは、地域集積協力金という地域ごとに取り組んでもらう協力金と、個人に支払われるのは経営転換協力金というのがあります。これは、自分で農業をされないという方が、すべての農地をどなたかにお願いして作っていただくという形をとった場合に交付される協力金です。こちらは基本的に10年となっていますので、今回の3番と4番の案件については、5年8ヶ月なので該当しないということになります。

それ以外に県の方から協力金というのを用意しております。担い手の方に出すものが一つあるんですが、こちらが一反当たり1万5千円という形になっています。ただ集積の要件で、面積要件30a以上あるとか、二つ連坦しているとかですね。ちょっと細かい要件があります。全てご説明すると大変になりますので今日はやめておきますが、そういった要件にはまれば、担い手の方、後ほど出てきます受け手の方に給付金が一回だけ出る場合があります。

もう一つですね、県も土地の出し手の方に用意している水田畑地化関係の園芸団地づくり推進交付金というのがあります。いま、水田に高収益作物を植えましょうということで大分県全体で進めているんですけど、水田を畑地化して、そこに例えばトマトだったり、ピーマンだったり露地野菜もそうなんですけど、そういったものを作付けする農家に貸した方、いわゆる地権者の方に反当たり1万5千円という制度があります。出し手がもらうのは正確には覚えていないのですが、一番安いのが1万5千円で、そこから園芸団地づくりという計画をうちがたてているんですけど、そこの中の耕作者に設定している人が借りると確か、2万、3万という形で、その分少し金額があがるという仕組みになっています。ですので、10年であればその両方を、5年8か月だと県の方の対象ということになります。

県の要綱の確定版はまだ来ていないですが、場合によって受け手は、もしかすると4月から貰えなくなるかもしれません。

議長

他にないですか

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第27号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第27号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて議案第28号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。井出係長。

農政課

議案第28号の農用地利用配分計画案は、先程議案第27号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による賃貸借及び使用貸借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

1番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、借受者は地域の担い手で当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済みとなっています。

2番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。選定理由は、基盤強化法の利用権設定から中間管理事業法使用貸借権へ移行です。

3番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果です。

4番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果です。

議長

只今議案第28号について、担当課による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第28号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

ここで休憩いたします。農政課の井出係長、ありがとうございました。

(14時20分)

(14時21分)

議長

再開します。

続いて議案第29号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。2年間の賃貸借、再設定です。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、再設定です。

3番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の使用貸借、新規設定です。

5番及び6番の借り手は、〇〇〇〇氏です。10年間の使用貸借、再設定です。労力2人、稲作・野菜中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

7番は取下げです。

8番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

9番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

10番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の使用貸借、新規設定です。

11番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。

12番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。6年間の賃貸借、再設定です。

13番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

14番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

15番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力4人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

16番・17番・18番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇氏です。16番・17番は10年間、18番は9年2ヶ月の賃貸借、新規設定です。

19番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。1年間の賃貸借、再設定です。

20番・21番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

22番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、新規設定です。

23番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。

24番の借り手は、〇〇〇〇氏です。4年間の賃貸借、新規設定です。労力3人、稲作・畜産中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

25番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。6年間の賃貸借、新規設定です。

全ての案件について、現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ない、との報告を頂いています。

議長

只今事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第29号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号の農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて議案第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第30号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字会々字上鹿口〇〇〇〇番、畑1筆、面積483平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は7,068.84平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

議案第30号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具はトラクター1台、耕運機1台、コンバイン1台を所有しております。

す。稲作・野菜栽培を中心とした農家で、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま
よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第30号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字田井字金剛寺〇〇〇〇番、外6筆、田4筆、畑3筆、合計面積8,206平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は39,609.9平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

議案第30号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。報告第8号の2番で解約しております、その農地です。農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。稲作を中心とした農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

ちなみにハウスがあると思いますが、息子さんがいた時に一緒にアスパラを作っておられました。そういう方です。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

3番と4番は農地の交換です。議案第30号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字小塚字平井〇〇〇〇番、畑1筆、面積4,284平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は34,617平方メートルで下限面積要件を充たします。

議長

3番長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番長野幸生委員

議案第30号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具はトラクター3台を所有しており、野菜栽培中心の農家で、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第30号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字小塚字平井〇〇〇〇番、他1筆、畑2筆、合計面積2,486平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は142,472平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

3番長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

議案第30号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター6台を所有しており、野菜栽培中心の農家で、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。以上です。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第30号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字炭竈字坂小野津留〇〇〇〇番、畑、面積1,404平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は28,427平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

3番長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

議案第30号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、家庭的にはカボス中心ですが、リタイヤした年寄組は稲作中心の農業です。それとブドウ、シャインマスカット、ピオーネ各種を植えております。農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

補足しますと、宮城の中心地の炭竈という部落ですが、草ぼうぼうで荒れているので他地区から来て作ってくれます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第30号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字米納字瀬戸口〇〇〇〇番、外1筆、田2筆、合計面積1,069平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は12,160.25平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

議案第30号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力3名です。農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第30号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市久住町大字久住字桐迫前〇〇〇〇番、外1筆、田2筆、合計面積1,107平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は53,519平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

議案第30号の7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具はトラクター4台、田植機1台を所有しており、稲作・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第30号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市久住町大字久住字白尾迫〇〇〇〇番、外9筆、田10筆、合計面積7,743平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は7,794平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

議案第30号の8番の調査報告をいたします。この方は前に総会に出ました、新規就農者です。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台を所有しており、畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第30号の9番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市久住町大字久住字阿蔵野〇〇〇〇番、外2筆、畑3筆、合計面積666.83平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は7,794平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

委員

議案第30号の9番の調査報告をいたします。

この方は8番の方と夫婦であります。譲受人の労力は2名です。農機具はトラクターを1台所有しており、畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて10番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第30号の10番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市久住町大字有氏字久保〇〇〇〇番、田1筆、面積783平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は36,233平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

議案第30号の10番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具はトラクター共同1台、コンバイン共同共有所有で1台、田植機が共同で1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて11番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第30号の11番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市久住町大字有氏字鳥越〇〇〇〇番、外1筆、田2筆、合計面積4,871平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は36,233平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

議案第30号の11番の調査報告をいたします。譲請け人につきましては先程の10番と同一人です。譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を共有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて12番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第30号の12番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市直入町大字上田北字金迫〇〇〇〇番、外2筆、田3筆、合計面積7,717平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は95,148平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

議案第30号の12番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今議案第30号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。佐藤委員。

5番 佐藤隆幸委員

お尋ねします。6番の大分市の〇〇〇〇さん。大分市となってるんですが、面積も相当持っておられますが、どういう方でしょうか。

10番 麻生章治委員

息子さんと、親父さんが田んぼのすぐ上の最初の家です。お父さんが77歳で、奥さんと今度帰ってきた息子さんの3人で共同でしようということで、息子さんの名義にしようということです。こちらの方から通っていて、消防団などにも入っていて、色々な活動をしている方です。

議長

ほかにないですか。

長野委員。

3番 長野幸生委員

外国人の人に農地を貸すことは別に問題ないのですか。

事務局

以前も畜舎を建てる時に3条で買いました。もう一度確認しますが、永住者なので問題ないと考えます。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第30号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって議案第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第31号の1番の案件は、申請地竹田市大字会々字上鹿口〇〇〇〇番、面積338平方メートルの畑です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は一般住宅です。転用者は現在借家に住んでおり、今回新たに住宅の建設を計画したものです。排水は水路へ流す計画で、土地改良区の許可をもらっています。工事期間は、令和3年5月1日から令和3年10月30日までを予定しています。転用許可基準は「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

議案第31号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第31号の2番の案件は、申請地竹田市大字君ヶ園字下矢倉〇〇〇〇番、面積316平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は一般住宅です。転用者は現在借家に住んでおり、今回新たに住宅の建設を計画したものです。排水は水路へ流す計画で、水路組合の許可をもらっています。工事期間は、許可日から令和3年10月31日までを予定しています。転用許可基準は「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

委員

議案第31号の2番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第31号の3番の案件は、申請地竹田市大字君ヶ園字下矢倉〇〇〇〇番、面積266平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は一般住宅です。転用者は現在借家に住んでおり、今回新たに住宅の建設を計画したものです。排水は水路へ流す計画で、水路組合の許可をもらっています。工事期間は、許可日から令和3年10月31日までを予定しています。転用許可基準は「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

議案第31号の3番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今議案第31号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
長野幸生委員。

3番 長野幸生委員

2番、3番ですが、仲買業者というか不動産屋さんはいることがありますが、この場合は直接建てる人に土地を売るといことですかね。

事務局

間に業者さんが入っていますが、相手が決まっているので相対で5条申請という形になります。

議長

ほかにないですか。いいですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第31号について許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可すること決定します。

議長

続いて議案第32号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第32号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇氏の所有する申請地竹田市大字枝字白剥〇〇〇〇番、外13筆、田6筆、畑8筆、合計面積5244.52平方メートルで、周囲を山に囲まれ管理するのが困難になったため、平成4年にスギとヒノキを植林しました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今議案第32号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第32号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて議案第33号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について、意見を求めます。

1の1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第33号の1の1番の案件は、申請者〇〇〇〇氏が、申請地竹田市大字小川字熊地〇〇〇〇番、外1筆、田2筆、合計面積1,153平方メートルを、植林後山林として管理するため除外するものです。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

1の1番の案件の調査報告を致します。申請者については〇〇〇〇でございますので、農業に従事することは非常に難しいようでございます。

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから、原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて1の2番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第33号の1の2番の案件は、申請者〇〇〇〇氏が、申請地竹田市大字小川字熊地〇〇〇〇番、外3筆、田4筆、合計面積4,821平方メートルを、植林後山林として管理するため除外するものです。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番釘宮恒憲委員

1の2番の案件の調査報告を致します。先ほどの申請者でございます。すでに現状荒廃しております、この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから、原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて1の3番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第33号の1の3番の案件は、申請者〇〇〇〇氏が、申請地竹田市大字小川字熊地〇〇〇〇番、田、面積1,877平方メートルのうち257平方メートルを、一般住宅を建設する計画で除外するものです。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番釘宮恒憲委員

1の3番の案件の調査報告を致します。

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから、原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて1の4番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第33号の1の4番の案件は、申請者〇〇〇〇氏が、申請地竹田市荻町馬背野字下津江〇〇〇〇番、田、面積1,695平方メートルを、山林として管理するため除外するものです。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

1の4番の案件の調査報告を致します。

この変更は、周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて1の5番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

先程説明があったとおり、議案第33号の1の5番の案件は取下げです。

議長

只今議案第33号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第33号について、農業振興地域整備計画の変更にご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって議案第33号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年竹田市農業委員会第4回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(15時03分)